

# 県立学校家族休暇制度の試行について

令和7年7月  
県立読谷高等学校  
県教育庁県立学校教育課

## 1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

## 2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途7に定める「取得できない日」を除く）。

## 3 試行期間

令和7年9月2日～令和8年3月17日

## 4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

## 5 取得できる日数

試行期間中3日まで（1日単位・分散取得可）

## 6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

## 7 取得できない日

(1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

例1 始業式・終業式・修了式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

例2 実力テスト・中間テスト・期末テスト・学年末テストなど各種テストの実施日

(2) その他学校が定める日

10月10日(金) 郷土の地理歴史学習会

10月24日(金) 総合的な探究の時間・中間発表

11月5日(水) 体育祭予行

11月9日(日) 体育祭予備日

12月5日(金) 芸術鑑賞

12月16日(火) ワックス清掃

12月18日(木) 芸術科発表

1月23日(金) 総合的な探究の時間・最終発表

2月20日(金) 読高メッセージ

注1) 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません。

注2) 本制度を利用後、出席日数不足・出席時数不足となった場合、取り消すことはできません。

※詳しくはQ&Aをお読みください。

## 8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

## 9 届出手続き

HR担任に「家族休暇届」を提出してください。

※取得日が、7の項目に該当する場合は、原則、取得できません。

## 10 届出期限

取得希望日の2週間前までに届け出てください。

※ただし、提出期限日が、土日祝日および振替休日にあたる場合は、それ以前の日に提出すること。

※やむをえず、期限前に提出できない場合、早めに担任に連絡し届出を提出するようお願いします。

## 11 授業や課題等への対応

(1) 自主学习での対応となり、補習等を行いません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

(2) 課題等の提出日と取得日が重なる場合、提出締切日前までに提出するようお願いします。

※何かあれば教科担当の先生と相談してください。

## 12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様で幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

## 13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

## 14 アンケートの実施

本制度の課題等を把握するため、3学期頃を目途にアンケートを実施します。ご協力よろしくお願いします。